

滋賀県 HACCP 適合証明制度に係る確認実施要領

第1 目的

この要領は、滋賀県 HACCP 適合証明制度実施要綱(以下「要綱」という。)第3条第1項に基づく書類確認および現地確認について必要な事項を定める。

第2 書類確認および現地確認の実施

- 1 証明を受けようとする食品等事業者は、滋賀県 HACCP 適合証明確認申出書(別記様式第1号)に、別表第1の必要な書類を添えて、食の安全推進室監視指導係(食品安全監視センター)に提出しなければならない。
- 2 食の安全推進室長は、前項により提出された書類および証明書の交付を受けようとする食品等の衛生管理の実施状況について確認を行い、要綱第3条第1項に規定する事項への適否を判断する。
- 3 前項の確認は、確認票(別表第2)に従い行う。

第3 確認結果の連絡

- 1 食の安全推進室長は、前記第2に係る確認の結果を確認結果通知書(別記様式第2号)により申出者へ通知する。
- 2 前記第2による確認において、不適合な事項があった場合、申出者からの報告書等により、確認結果通知書の期日までに不適合であった事項が適合したことを確認したときは、食の安全推進室長は、確認の結果、適合していると認めることができる。

付則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

付則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

付則

この要領は、令和5年3月28日から施行する。

付則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。